

(育児休業見舞金)

給付金申請書

厚生会使用欄です

担任 係長

(宛先) 川崎市職員厚生会会長

令和 × 年 ×× 月 ×× 日

川崎市職員厚生会給付金給付規程に基づき、次のとおり申請します。給付金は、厚生会登録口座へ振り込んでください。

申請人	所属	電話	*** - ****	(外線を記入してください)
	〇〇 局室 △△ 部 □□ 課			学校 保育園 出張所
	職員コード・氏名 (自署・旧姓使用の場合も戸籍上の氏名を記入)			死亡者氏名
	***** 氏名を記入してください(自署)			続柄
		死亡年月日	令和 年 月 日	

療養期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	慰	区分	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 家族
添付書類	※ 育児休業を延長されて承認通知書が2枚以上ある場合は、すべての承認通知書を添付してください。 ①療養期間すべて (療養期間が記載) ②療養期間の出張 (職員情報システム) 両方提出 (職員情報システム) 所属長証明が必要です。			

育児休業見舞金	給付基準日	承認期間	添付書類
<input checked="" type="checkbox"/>	令和 年 6月1日	12月2日~ 6月1日	育児休業承認通知書の写し
<input type="checkbox"/>	令和 年 12月1日	6月2日~12月1日	(育児休業承認期間に、各承認期間が全て入るもの)

結婚祝い金	配偶者・パートナー (旧姓で記入)	配偶者又はパートナー	昭和 年 月 日	※改姓した方は「口座登録依頼書 (兼変更届)」と一緒に提出してください
出産祝い金	出産児氏名			

※ 育児休業承認通知書に承認期間が全日入っていないと対象外です。
 例: 令和6年6月1日分は、承認期間に令和5年12月2日から令和6年6月1日までの全期間が含まれていないと対象ではありません。

※ 給付要件は『基準日において育児休業にあり、期末手当及び勤勉手当が支給されないとき』です。
 基準日において育児休業の予定であっても事前申請は受付できません。
 【申請日の目安】 6月分…6月30日以降 12月分…12月10日以降
 ☆給付基準日を経過している場合は申請できます。但し、2年経過後のものは時効です。
 期末手当及び勤勉手当が支給されなかったことを確認してから申請してください。

明欄	令和 年 月 日 所属長	役職名	氏名	印
----	--------------	-----	----	---

*給付金の申請期間は、給付事由の生じた日から起算して2年間です。2年経過後は、申請の権利が時効により消滅します。
 *同時に給付種別が2つ以上ある場合でも、1枚で申請できます。
 ただし、同一種別で2件以上ある場合には、申請書はそれぞれ提出してください。
 *共済組合の弔慰金との併給はできません。

厚生会使用欄	療養支援金/療養見舞金	給付種別	金額
給付決定額			
付記		計	
		受付印	給付年月日